

令和4年12月8日

関係施設の長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和4年度看護職員の資質向上支援事業補助金の交付決定について（通知）

このことについて、看護職員の資質向上支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、別紙のとおり交付決定しました。

事業完了後は、看護職員の資質向上支援事業補助金交付要綱第8条の規定による実績報告書及び別紙「口座振替依頼書」を提出期限までに提出してください。

また、この補助金による補助事業については、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合は、速やかに県に報告することとしていますので、提出期限までに提出をしてください。

1 提出書類及び提出期限について

「実績報告書」及び「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」について、それぞれ別紙に基づいて作成し、提出してください。

報告内容	提出期限	提出書類
実績報告書及び関係書類	令和5年4月10日（月）又は事業完了日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日まで	<b>★様式は本通知に添付していますが、「ひろしまナースネット」からダウンロードして記載してください。</b> 別記様式2号、別紙3、別紙4 歳入歳出決算書抄本、口座振替依頼書 支出証拠書類、研修修了証写し等
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書及び関係書類	令和6年6月30日まで ※ 令和5年度中の報告も可能 ※ 返還額が生じた場合は、令和6年度中に返還を求め予定	<b>★様式は「ひろしまナースネット」からダウンロードしてください。</b> ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書【別紙様式】 ・ 別紙概要【別紙 Excel ファイル】 ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ※ 確定申告後に修正申告等を行った場合は、その修正申告の写し等。 ※ 返納額が0円の場合も、消費税の確定申告書は必要です。

2 提出先について

- メールの場合： fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp  
【件名】看護職員の資質向上支援事業補助金実績報告（申請事業者名）
- 郵送の場合： 〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
広島県健康福祉局 医療介護基盤課 医療人材グループ 宛

担当 医療人材グループ  
電話 (082)513-3057 (ダイヤルイン)  
(担当者 高浦)